

補足資料

地域の公共交通リ・デザイン実現会議について

目的

地域の交通の活性化と社会的課題解決を一体的に推進するため、関係省庁の連携の下、デジタルを活用しつつ、地域の公共交通のり・デザインを促進する。

構成員

議長 国土交通大臣

構成員（関係省庁）

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 次長

内閣府 地方創生推進事務局 次長

警察庁 交通局長

こども家庭庁 成育局長

デジタル庁 統括官（国民向けサービスグループ長）

総務省 地域力創造審議官

文部科学省 総合教育政策局長

厚生労働省 政策統括官（総合政策担当）

農林水産省 農村振興局長

経済産業省 地域経済産業グループ長

製造産業局長

国土交通省 公共交通政策審議官

都市局長

道路局長

鉄道局長

物流・自動車局長

観光庁 次長

環境省 総合環境政策統括官

（府省庁建制順）

構成員（有識者）

阿部守一 （長野県知事）

越 直美 （三浦法律事務所弁護士）

富田哲郎 （東日本旅客鉄道株式会社相談役）

増田寛也 （日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長）

松本 順 （株式会社みちのりホールディングス代表取締役グループCEO）

棕田昌夫 （広島電鉄株式会社代表取締役社長）

森地 茂 （政策研究大学院大学客員教授、名誉教授）

山内弘隆 （一橋大学名誉教授）

吉田守孝 （株式会社アイシン代表取締役社長）

（五十音順・敬称略）

スケジュール

令和5年9月6日（水）	第1回	課題整理（国土交通省）	令和6年2月9日（金）	第4回	データ利活用・司令塔機能（自治体・事業者）
10月25日（水）	第2回	連携・協働に関する取組の実態（関係省庁）	4月5日（金）	第5回	とりまとめ骨子（案）
11月16日（木）	第3回	連携・協働に関する課題（自治体・事業者）	5月17日（金）	第6回	とりまとめ

（参考）第13回デジタル田園都市国家構想実現会議（2023/6/2）岸田総理発言（抜粋）

経済産業大臣と国土交通大臣は、それぞれ関係大臣と連携し、本会議の下に、デジタルライフライン全国総合整備計画を策定するための会議と、交通のり・デザインと地域の社会的課題解決を一体的に推進するための会議を、それぞれ設置してください。

地域の公共交通リ・デザイン実現会議 とりまとめ 概要(令和6年5月公表)

検討の背景・必要性

- 人口減少等により日常生活における「移動」の問題が深刻化
- 交通分野だけでなく、様々な分野における人手不足等の課題が顕在
- 地域によっては公共交通事業者のみでは、旅客運送サービスを維持することが限界

関係府省庁が連携し、交通のリ・デザインと社会的課題の解決に向け、一体的な検討が必要

地域類型ごとの課題解決に向けた方向性

A : 交通空白地など	B : 地方中心都市など	C : 大都市など	D : 地域間
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通事業者だけでは移動手段の十分な提供が困難 <p>⇒ 地域の輸送資源の総動員・公的関与の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通と、各分野の送迎との需要の分散がみられ、公共交通の持続性が課題 <p>⇒ 地域の公共交通の再評価・徹底活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内外から多くの来訪者が訪問（一部時間帯・エリアでは供給が不足） <p>⇒ 利便性・快適性に優れたサービス提供を拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域での社会経済活動の活性化が重要 <p>⇒ 幹線鉄道ネットワークの機能強化等の取組を検討</p>
<p>連携・協働を推進し、移動手段の確保・持続可能な交通ネットワークの構築を図る必要</p>			
● 自家用有償旅客運送制度の見直し及び活用 (道路運送法78条2号関係)		● 地域の自家用車・ドライバーを活用した新制度の活用 (道路運送法78条3号関係)	

連携・協働の推進に向けた環境整備

環境の醸成			取組の実装		
<p>政府共通指針の策定</p> <p>構成員12省庁の連名による政府としての共通指針を策定し、全自治体に取組を働きかけ</p>	<p>各分野の指針・通知の策定</p> <p>各分野の送迎について、 ・地域住民の混乗 ・公共交通への委託・集約 ・空き時間の活用 等を推進するための事項を明確化</p>	<p>カタログ化による支援</p> <p>連携・協働のプロジェクト例について、データ・支援措置を交えてカタログ化</p>	<p>法定協議会※のアップデート</p> <p>多様な関係者の参画等による司令塔機能の強化 <small>※地域交通法に基づいて設置される協議会</small></p>	<p>地域公共交通計画のアップデート</p> <p>データの活用等により、地域全体を面的に捉えて取り組む計画へ</p>	<p>施策のアップデート</p> <p>新たな制度、技術の活用による、計画施策の充実・強化</p>
			<p>都道府県によるサポート (中小市町村との連携・協働)</p>	<p>国によるサポート</p>	

取組の加速化

多様な分野との連携・協働等による取組を、意欲的・先行的に行う自治体について、関係府省庁による重点的な支援を行う枠組みを検討

継続的な連携・協働の取組の確保

連携・協働に向けた取組が継続して行われるよう、KPIを位置付けたうえで、定期的に進捗状況のフォローアップを実施

<p>KPI</p> <p>目標年次 : 2027年度 (デジタル田園都市国家構想総合戦略の期間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各施設の送迎の見直しに新たに取組む自治体数 100 ✓ 他分野との連携・協働に先導して取組む自治体数 100 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自動運転移動サービスの活用にと組む箇所数 100 ✓ AIオンデマンド交通の活用にと組む自治体数 500 ✓ 自家用有償旅客運送にと組む団体数 1,000
--	---	--

連携・協働の推進に向けた環境醸成

政府共通指針の策定

政府一体として、「地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針」を策定し、全自治体に取り組を働きかけ

交通分野と各分野との連携・協働に係る方向性等を提示する、関係省庁連名による指針を策定し、全自治体等に周知

- 省庁連携の更なる推進
- 自治体における交通部局と他部局の連携
- 関係者間における情報・データの共有推進

国・自治体・関係者の意識改革を推進



各分野の指針・通達の策定

国交省、総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省等から自治体関係部局等へ指針・通達を发出

A：交通空白地など

自家用有償旅客運送への多様な関係者の参画

- 農業協同組合、商工会、観光協会等、地域運営組織（RMO）、郵便局等による自家用有償旅客運送の取組を推進



各施設の送迎輸送への住民利用（混乗）等

- 運営法人が異なる介護施設や障害福祉施設の利用者の同乗に係る介護報酬等の取扱いの明確化
- スクールバスへの一般利用者の混乗に係る補助制度等の取扱いの明確化等



B：地方中心都市など

各施設に係る送迎輸送の公共交通事業者等への委託

- 複数の介護施設や障害福祉施設等による共同委託に係る介護報酬等の取扱いの明確化
- スクールバスの運行、放課後児童クラブへの送迎、保育所等への送迎バス等の運行における公共交通事業者への委託に係る補助制度等の取扱いの明確化等



各施設に係る送迎輸送の公共交通事業者等への委託

- 各施設の送迎輸送における、路線バス、コミュニティバス等への統合に係る補助制度等の取扱いの明確化